

# なぜ 「手話言語法」の 制定が必要なのか?

言語には「音声言語」と「手話言語」があることが、国際的な条約(障害者権利条約)で認められ、日本では<mark>障害者基本法で「言語(手話を含む)」と明記されました。そして今、手話言語は音声言語と対等な言語であることの"理解と普及"が必要となっています。</mark>

きこえない・きこえにくい乳幼児が獲得する言語として、またろう者が日常生活 や職場などで自由に使える言語として、**手話言語が保障されること**は、ろう者が 社会的に自由に生きられることにつながります。

さらに、**難聴者・中途失聴者などが、手話言語をコミュニケーションの手段**として活用できることを広く知っていただくことも大切です。

未来へ向けて**"手話言語が使いやすい社会"**を目指すため**「手話言語法」が必要**なのです。

参考

ろう者とは…耳がきこえない人々のうち、主に手話言語でコミュニケーションをとって日常 生活を送る人々のことです。



#### 言語には「音声言語」と 「手話言語」があることの理解を広める。

日本では「手話」という言い方が一般的ですが、国際社会では英語で「サイン (手話)・ランゲージ(言語)」と使われています。「言語としての手話」の意味を はっきりと表記できることから、このパンフレットでは「手話言語」という言い方 に統一しています。

手話言語と音声言語の違いを少し紹介します。

- ●手話言語は音声言語と違う文法体系をもっています。手の形、位置、動きに加え、表情や強弱などを用いて、意見や気持ちや考えを視覚的に表現し、伝えあう言語です。
  - 日 本 語…山と海のどちらに行きたいですか 日本手話言語…山/海/行き・たい/どちら・(問いかけの表情)
- ●相手の表現を目で見る、あるいは盲ろう者の場合は手で触って理解する方法です。

音声言語とは違う文法体系を持つ手話言語を使うろう者がいることを、社会 全体で理解することが大切です。



#### 手話言語を普及させ、きこえない・きこえにくい人が、 きこえる人と共に生きる社会をめざす。

手話言語は音声言語と対等な言語です。手話言語法が制定されれば、きこえない・きこえにくい乳幼児が、手話言語により保護者との自然で豊かな関わりの中で育つこと、ろう教育において手話言語を学び、手話言語による教育を受けること、生活のあらゆる場面で自由に手話言語が使えることなどを促進できるのです。

また難聴者・中途失聴者などが手話言語をコミュニケーションの手段として使 オることの認知促進も大切です。

手話言語が理解され、きこえない・きこえにくい人の人権が尊重され、きこえる 人と**共に生きる社会**をめざします。 言語を獲得、使っていくための "5つの基本的な権利"を 音声言語と対等に 保障するため 手話言語法の制定が必要!!

#### 5つの基本的な権利

- 1 手話言語の獲得 手話言語を"身に付ける機会"を保障する
- 2 手話言語で学ぶ ろう者の"学習権"を保障する
- 3 手話言語を習得する 手話言語を"教科"として学ぶ
- 4 手話言語を使う

手話言語を"誰でも気軽に使える社会"にする

- ●手話言語が、音声言語と対等に使える制度と環境をつくる
- ●手話言語の通訳者を早急に増やす
- ●ろう者の社会参加を支援するため、手話言語通訳制度を拡充させる
- ●手話言語によって、命を守り、情報を保障する
- 5 手話言語を守る

手話言語の語いを増やす、保存する、研究する

## 手話言語を "身に付ける機会"を保障する

赤ちゃんが生まれたとき、新生児聴覚スクリーニング検査が行われます。このとき"きこえない・きこえにくい"と判明したら、早期に手話言語を身に付ける"支援"を行うことで、コミュニケーションや言語発達の面で大きな効果が得られます。しかし現状では、音声言語の獲得のため、補聴器や人工内耳に関する情報提供はたくさんありますが、手話言語の獲得のための"情報提供"や"学習の支援体制"が、まだまだ少ないのです。

#### 参考

補聴器や人工内耳の装用で、"きこえ"の回復を行うことができますが、それは、きこえる人と全く同じきこえを取り戻すことではありません。騒音のある場所、音声スピー

カーからの声など、きき取りに困難な場面も多数です。補聴器や人工内耳装用の人にも、手話言語(目でみて分かる言語情報)が使えることは有益です。



写真提供:(公社)大阪聴力障害者協会(乳幼児期手話言語獲得支援 事業「こめっこ」(日本財団助成事業))

"手話を身に付ける機会"に関連する取組みとして、大阪では、大阪府手話言語条例に基づき、公民連携で乳幼児期の言語としての手話の獲得などに取り組んでいる。こめっこには、人工内耳装用児も多く通っている。写真は、手話言語による絵本よみをしている場面。

## ろう者の "学習権"を保障する

きこえない・きこえにくい子どもたち<mark>が、"ろう学校"</mark>で学ぶとき、**"共通言語は** 手話言語"と位置づけることが必要です。手話言語で授業を行い、子どもたちが 手話言語を自由に使える学校環境を整えるごとで、きめ細かな"ろう教育"がで きます。地域の学校や、大学等の高等教育機関で学ぶときも、手話言語を身に付 けた教員が"直接手話<mark>で授業をする"ことや、"手話言語の通訳"</mark>が用意され、き こえる児童·生徒·学生と同様に"学習権"を保障することが大切です。

ろう教育を行う特別支援学校には聴覚特 別支援学校などの名称があり、一般的には ろう学校と呼ばれています。

保有している聴力の状態、補聴器や人工

内耳の装着の様子によって音声言語を主 に使う子どもたちや、手話言語を主に使う 子どもたちがいます。しかし全ての子ども たちが分かり合えるのは手話言語です。



# 手話言語を "教科"として学ぶ

現在、ろう学校では「手話言語」を教科として学んでいません。「手話言語」 が正式な教科となれば、きこえない・きこえにくい子どもたちが、自らの手話言語 の体系をしっかりと学習でき、"ろう者として生きていく言語力を育てる"ことが できます。

また、きこえる子どもたちが、小学校や中学校で英語を学ぶのと同じように手話言語を学ぶことで、ろう者への理解を深めることができます。さらに、高等学校、大学等で「語学」を学ぶ際に、「手話言語」も選択できるよう用意されていることが大切です。

25	<b>平2組</b>	じかん	しわり	/1	
	A	火	水	木	ろう学校では こんな時間割に
10	さんすう 算数	しゅか げんご 手話言語	三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三	算数	なるかなー
2	国語	算数	算数	手話言語	
3	生活	どうとく <b>道徳</b>	おんがく	国語	
4	体育	国語	ず こう <b>図工</b>	ix to ix	
<b></b>					•

# 手話言語を"誰でも気軽に使える社会"にする

#### 手話言語が、音声言語と 対等に使える制度と環境をつくる

地域の集まりに参加しても音声による会話が分からず孤立したり、職場での会議や研修も手話言語通訳がないため疎外されたりする不自由な現状を解決するためには、手話言語が音声言語と対等に使える制度と環境づくりが何より大切です。



手話言語で「ありがとう」や「元気?」のような簡単な日常会話ができること、また、手話言語通訳を通して社会参加ができることにより、ろう者の生活はより豊かになります。

#### 手話言語の通訳者を早急に増やす

現在、手話言語の通訳者は不足し、高齢化が心配されています。手話言語法 が制定されることによって、大学等で**語学として手話言語を学ぶ機会の拡大**が

期待されます。他の外国語通訳養成と同様に、"手話言語通訳者養成"のコースが作られ、手話言語通訳業務に夢とロマンを抱き、職業選択の一つとして手話言語通訳者を目指す若い人達が増えていくと思われます。



写真提供:一般社団法人 全国手話通訳問題研究会 手話通訳者養成講座の様子

#### ろう者の社会参加を支援するため、 手話言語通訳制度を拡充させる

手話言語の認知が進むと、手話言語通訳の役割への理解も飛躍的に進みます。手話言語を使うろう者の社会各層への進出が進み、きこえる人が様々な分野で活躍するろう者から学ぶという場面が増え、きこえる人のために手話言語通訳が必要になります。まさに、手話言語通訳者の役割は、きこえる人、きこえない人の双方向への言語・コミュニケーション支援であり、社会のあらゆる場面で手話言語通訳が保障される制度の確立・充実が求められます。

#### 手話言語によって、命を守り、情報を保障する

台風や地震など、災害危機が近づいているときは、早めにニュースや気象情報を確認して、「自分の命は自分で守る」ための行動をする必要があります。しかし、情報はほとんどが音声言語です。首相や官房長官が記者会見を開くときは手話言語の通訳がつきますが、テレビ放送では**通訳者の画面がカットされてしまうことがほとんど**です。

手話言語法が制定されれば、命に関わる大切な放送は、音声言語と手話言語二つにより行うことが義務化され、きこえない・きこえにくい人も安心です。

また、きこえない・きこえにくい人は音声による電話が使えません。手話オペレーター、文字オペレーターがきこえる人に電話をつなぐ**電話リレーサービスの公的インフラ整備**が、総務省において進められています。このサービスによりきこえない・きこえにくい人がきこえる人と同じように生活や就労等において電話をすることができ、命にかかわる緊急通報も可能になりつつあります。



写真提供:毎日新聞 気象庁の緊急記者会見での手話通訳



電話リレーサービスのイメージ

## 手話言語の語いを増やす、 保存する、研究する

社会の移り変わり、文化の発展、さらにきこえない・きこえにくい人の社会参加 が広がるにつれ、手話言語も発展し変化します。また日本語の変化の影響も受 けます。

裁判員制度への対応として法廷用語、最近は災害支援の取り組みから気象用 語等の手話単語が創作されています。また、手話言語通訳を付けることが広が るにつれて、時事用語や新元号なども創作されています。

現在、社会福祉法人全国手話研修センターの日本手話研究所が、新しい手話 単語を確定、昔からある手話単語を保存、外国の手話言語の研究などを行って おり、その活動は厚生労働省による予算を受けて行われています。

手話言語法が制定されれば、福祉としての活動ではなく、日本語(国語)と対 等な言語として研究が行われるべきです。<br />
国立国語研究所という国の機関で日 本語や日本語教育について研究が行われているように、**手話言語も国の機関に** よる調査・研究が必要です。



『新しい手話』の書籍発行



日本手話研究所にて確定した 「令和 | の表現

# 手話言語を通して共生社会の実現を

手話言語を通して、ろう者の人権を尊重することが大切です。 「社会的障壁 (バリア) を取り除くのは社会の責務である」という 「社会モデル」をすべての人が理解し、行動を変え、社会全体のあ り方を変えていくことが重要です。きこえないよりもきこえることが 良い、声を出せないよりも声を出せる方が良いという優生思想にも つながる考え方はなくしていかなければなりません。手話言語を使 うろう者の人権が、きこえる人と同じように尊重されることが大 切です。

音声言語を身に付けた人がコミュニケーション手段として手話言語を使うことも大切なことです。きこえにくくなった人は補聴器・人工内耳の装用とともに視覚的方法も必要であり、手話言語のメリットを活かして確実で豊かなコミュニケーションをすることができます。また、きこえる人たちにとっても、言語の一つとして手話言語を学び、きこえない・きこえにくい人たちと共に生きることを学ぶことは大きな意義があります。

## 手話言語条例の広まり

2013年度より全国の地方議会から「手話言語法制定を求める意見書」を国に提出する取り組みを始め、2016年3月3日に全都道府県・市町村の1,741議会で意見書が採択されました。ひとつの案件で地方議会の採択率が100%という、憲政史上初めての快挙となりました。

その中で、各地で手話言語条例が広まり、2019年12月24日現在、297自治体(27道府県/8区/218市/43町/1村)で手話言語条例が制定されています。また、条例が制定された自治体の施策として、手話言語の市民への普及啓発や、手話通訳制度の充実、手話言語を守る事業などに対して予算化されています。

## 全地方議会で意見書採択**100%**達成!! (2016年3月3日)

	採択自治体/自治体数					
都	道府県の状況	区市町村の状況				
都	1 / 1	$\boxtimes$	23 / 23			
道	1 / 1	市	790 / 790			
府	2 / 2	町	745 / 745			
県	43 / 43	村	183 / 183			
計	47 / 47	計	1,741 /1,741			



2019年10月4日 「山口県手話言語条例」可決



2019年10月10日 北海道「恵庭市手話言語条例」可決

#### 各自治体の施策例

#### 鳥取県

県民向けのミニ手話講座の開催、手話 サークルへの補助、手話啓発イベントへの 補助、手話通訳者・手話奉仕員等を対象とし た研修会の開催への補助、手話通訳者指導 者養成研修、遠隔手話(通訳)サービス・電 話リレーサービスの実施、鳥取の手話を整 理・記録し、地域の手話を保存する取り組み への支援など、様々な事業への予算化がさ れました。

#### ●北海道石狩市

石狩翔陽高校では「手話語科」の授業が選 択科目にて2017年度から開始されました。

「手話を学ぶだけでなく言語としての理解 を深める事 | を狙いとして、「理論編 | と「実 践編」の授業があります。

#### 埼玉県富士見市

市の広報誌である「広報ふじみ」で手話 の単語を紹介する「手話で楽しもう」が掲載 されています。AR動画で見ることも可能で す。

#### ●静岡県

県職員向け手話講座の開催のほか、県民 向け手話講習会、企業管理者向け手話講習 会等への手話講師派遣を行っています。ま た県手話言語条例啓発動画をYouTubeで 配信しています。

#### ●三重県

県民手話講座事業、県職員及び市町職員 に対する研修事業、県ホームページ等にお ける手話動画事業、手話通訳を行う人材の 育成等におけるスキルアップ講座のカリキュ ラム作成事業について予算化されました。

#### 大阪府

新たに社会人向け手話講座事業を予算 化しました。また、府と聴覚障害者団体と連 携して日本財団に助成金申請をし、乳幼児 期手話言語獲得支援事業「こめつこ | をス タートさせました。

#### 長野県

手話ガイドブックや手話辞典、手話観光ガ イド動画の制作、県民向け手話講座の開催 などが予算化されて実施されています。

#### 群馬県

県職員向けの手話講座の開催、県民への 手話の普及・啓発を目的としたイベントの開 催などのほか、国立大学法人群馬大学との 共催で、群馬大学公開講座「手話で学ぶ手 話学 | の開催などを行いました。また、乳幼 児期からの手話の教育環境の整備として、 手話を用いた教科等の指導やろう学校教師 の研修会が予算化されました。

#### 沖縄県

手話の普及啓発として、沖縄県「手で話 そう運動 IPRイベントを実施するとともに、 毎月第三水曜日は「手話推進の日」と制定 され、県のホームページを通じて簡単な手 話が紹介されています。



## 「手話言語の国際デー」

2018年9月23日、世界各地そして日本では「手話言語の国際デー」を祝うイベントが開催され、関連動画がSNSにあげられたりしました。なぜ9月23日が手話言語の国際デーなのかと言うと、実は、1951年9月23日に世界ろう連盟(WFD)が設立された日だからです。

ヨーロッパでは手話言語法が制定された国が多くなっていますが、アジアでは日本も含めて、手話言語の認知が低いために、法制定がまだまだ進んでいません。世界ろう連盟(WFD)の働きかけにより、2017年に国連の第72回総会にて、日本を含め半数を超える98カ国が共同提案した、9月23日を「International Day of Sign Languages (手話言語の国際デー)」と宣言する決議が採択されました。

決議では、手話言語が音声言語と対等であることを認め、ろう者の人権が完全に保障されるよう、国連加盟国が社会全体で手話言語についての意識を高めるための手段を講じることを促進することが目的であるとしています。



第18回世界ろう者会議(2019年7月・パリ)





2018年の手話言語の 国際デーイベント

## 私も 手話言語法 制定に 期待しています

## 鳥取県知事 平井伸治氏手話を広める知事の会 会長

手話は、日本語や英語 と並び立つ「言語 | です。

わが国で初めて鳥取県 で制定した「手話言語条 例」は全国へ拡大し、鳥取



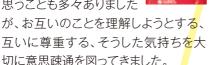
法律制定で共生社会を確立しましょう。

県でも学校や職場が変わりました。

## 金メダリスト 高橋尚子氏シドニーオリンピック女子マラソン

現役時代、そして引退 後も世界各地を訪れる機 会に恵まれてきました。

言葉が通じずもどかしく 思うことも多々ありました



より意思の疎通ができるための手話 言語法の早期制定、応援しています。

#### ●日本財団 会長 笹川陽平氏

日本財団はインクルーシブな社会の実現を目指しています。手話言語法の制定はおよそ6万人の日本人が母語として使っ



ている手話を日本の言語として認める こと、これこそ、日本財団の大切な活動 の一つです。

#### ●埼玉県富士見市長 **星野光弘**氏 全国手話言語市区長会 会長

手話言語法の制定により、「手話は言語である」 ことを、さらに多くの皆様 に認識していただき、手 話に対する理解が広く普



及するとともに、手話を使う方が安心して日常生活を送ることができる社会の 実現を期待します。

#### ●弁護士 松田崚氏(ろう者)

現在の法制度の中では解決困難な課題が多いと感じています。例えば、ろう児が手話言語を獲得し学べる環境整備、法律・医



療等専門に対応できる手話通訳者の養成等。これらろう者たちが直面する課題を解決するため、手話言語法の制定を心より望みます。

## 手話言語法

### 制定に向けて~これまでの歩み~

全日本ろうあ連盟(手話言語法制定推進運動本部)では2012年に「日本手話言語法案」を公表し、その後2016年度より2年間をかけて各方面からのご意見をいただきながら見直しを行い、2018年3月に修正案を公表しました。 私たちが考える「日本手話言語法案」です。

#### 主な出来事・取り組み

2012年 日本手話言語法案公表 2013年 日本手話言語法案公表 2013年 手話言語法制定を求める意見書採択運動始まる 鳥取県で全国初の手話言語条例が成立 石狩市が市レベルで全国初の手話言語条例を可決 2014年 都道府県条例モデル案と市町村条例モデル案を公表 2015年 手話言語法を求める全国集会(夏の陣・冬の陣)東京開催 韓国手話言語法成立 2016年 手話言語法制定を求める意見書:地方議会で採択100%達成「全国手話言語市区長会」設立「手話を広める知事の会」設立 2017年 手話を広める知事の会・全都道府県が入会 手話言語の国際デー 国連総会で承認(12月) 2018年 「日本手話言語法」修正案公表 手話言語の国際デーイベント開催(9月23月) 2019年 手話言語条例制定 合計297自治体(12月24日現在)				
2013年 手話言語法制定を求める意見書採択運動始まる 鳥取県で全国初の手話言語条例が成立 石狩市が市レベルで全国初の手話言語条例を可決 2014年 都道府県条例モデル案と市町村条例モデル案を公表 2015年 手話言語法を求める全国集会(夏の陣・冬の陣)東京開催 韓国手話言語法成立 2016年 手話言語法制定を求める意見書:地方議会で採択100%達成 「全国手話言語市区長会」設立 「手話を広める知事の会」設立 「手話を広める知事の会・全都道府県が入会 手話言語の国際デー 国連総会で承認(12月) 2018年 「日本手話言語法」修正案公表 手話言語の国際デーイベント開催(9月23月)	2010年	手話言語法制定研究会発足(10月)		
鳥取県で全国初の手話言語条例が成立 石狩市が市レベルで全国初の手話言語条例を可決 2014年 都道府県条例モデル案と市町村条例モデル案を公表 2015年 手話言語法を求める全国集会(夏の陣・冬の陣)東京開催 韓国手話言語法成立 2016年 手話言語法制定を求める意見書:地方議会で採択100%達成 「全国手話言語市区長会」設立 「手話を広める知事の会」設立 2017年 手話を広める知事の会・全都道府県が入会 手話言語の国際デー 国連総会で承認(12月) 2018年 「日本手話言語法」修正案公表 手話言語の国際デーイベント開催(9月23月)	2012年	日本手話言語法案公表		
石狩市が市レベルで全国初の手話言語条例を可決  2014年 都道府県条例モデル案と市町村条例モデル案を公表  2015年 手話言語法を求める全国集会(夏の陣・冬の陣)東京開催韓国手話言語法成立  2016年 手話言語法制定を求める意見書:地方議会で採択100%達成「全国手話言語市区長会」設立「手話を広める知事の会」設立  2017年 手話を広める知事の会・全都道府県が入会手話言語の国際デー国連総会で承認(12月)  2018年 「日本手話言語法」修正案公表手話言語の国際デーイベント開催(9月23月)	2013年	手話言語法制定を求める意見書採択運動始まる		
2014年 都道府県条例モデル案と市町村条例モデル案を公表 2015年 手話言語法を求める全国集会(夏の陣・冬の陣)東京開催 韓国手話言語法成立 2016年 手話言語法制定を求める意見書:地方議会で採択100%達成 「全国手話言語市区長会」設立 「手話を広める知事の会」設立 2017年 手話を広める知事の会・全都道府県が入会 手話言語の国際デー 国連総会で承認(12月) 2018年 「日本手話言語法」修正案公表 手話言語の国際デーイベント開催(9月23月)		鳥取県で全国初の手話言語条例が成立		
2015年 手話言語法を求める全国集会(夏の陣·冬の陣)東京開催 韓国手話言語法成立 2016年 手話言語法制定を求める意見書:地方議会で採択100%達成 「全国手話言語市区長会」設立 「手話を広める知事の会」設立 2017年 手話を広める知事の会・全都道府県が入会 手話言語の国際デー 国連総会で承認(12月) 2018年 「日本手話言語法」修正案公表 手話言語の国際デーイベント開催(9月23月)		石狩市が市レベルで全国初の手話言語条例を可決		
韓国手話言語法成立  2016年 手話言語法制定を求める意見書:地方議会で採択100%達成 「全国手話言語市区長会」設立 「手話を広める知事の会」設立  2017年 手話を広める知事の会・全都道府県が入会 手話言語の国際デー 国連総会で承認(12月)  2018年 「日本手話言語法」修正案公表 手話言語の国際デーイベント開催(9月23月)	2014年	都道府県条例モデル案と市町村条例モデル案を公表		
2016年 手話言語法制定を求める意見書:地方議会で採択100%達成「全国手話言語市区長会」設立「手話を広める知事の会」設立 2017年 手話を広める知事の会・全都道府県が入会手話言語の国際デー 国連総会で承認(12月) 2018年 「日本手話言語法」修正案公表手話言語の国際デーイベント開催(9月23月)	2015年	手話言語法を求める全国集会(夏の陣・冬の陣)東京開催		
「全国手話言語市区長会」設立 「手話を広める知事の会」設立 2017年 手話を広める知事の会・全都道府県が入会 手話言語の国際デー 国連総会で承認(12月) 2018年 「日本手話言語法」修正案公表 手話言語の国際デーイベント開催(9月23月)		韓国手話言語法成立		
「手話を広める知事の会」設立  2017年 手話を広める知事の会・全都道府県が入会 手話言語の国際デー 国連総会で承認(12月)  2018年 「日本手話言語法」修正案公表 手話言語の国際デーイベント開催(9月23月)	2016年	手話言語法制定を求める意見書:地方議会で採択100%達成		
2017年 手話を広める知事の会・全都道府県が入会 手話言語の国際デー 国連総会で承認(12月) 2018年 「日本手話言語法」修正案公表 手話言語の国際デーイベント開催(9月23月)		「全国手話言語市区長会」設立		
手話言語の国際デー 国連総会で承認(12月)  2018年 「日本手話言語法」修正案公表 手話言語の国際デーイベント開催(9月23月)		「手話を広める知事の会」設立		
2018年 「日本手話言語法」修正案公表 手話言語の国際デーイベント開催(9月23月)	2017年	手話を広める知事の会・全都道府県が入会		
手話言語の国際デーイベント開催(9月23月)		手話言語の国際デー 国連総会で承認(12月)		
3 HA HA F H1335 1 2 1 173 JE (473 - 473)	2018年	「日本手話言語法」修正案公表		
2019年 手話言語条例制定 合計297自治体(12月24日現在)		手話言語の国際デーイベント開催(9月23月)		
	2019年	手話言語条例制定 合計297自治体(12月24日現在)		

#### 2018年 全日本ろうあ連盟

#### 日本手話言語法案

#### 第一章 総則

#### (目的)

#### 第1条

この法律は、日本手話言語(以下「手話 言語 |という。)を、日本語と同等の言語と して認知し、もってろう者が、家庭、学校、 地域社会その他のあらゆる場において、 手話言語を使用して生活を営み手話言語 による豊かな文化を享受できる社会を実 現するため、手話言語の獲得、習得及び使 用に関する必要な事項を定め、手話言語 に関するあらゆる施策の総合的かつ計画 的な推進を図ることを目的とする。

#### (定義)

#### 第2条

この法律において、「手話言語 |とは、日 本のろう者及び盲ろう者等が、自ら生活 を営むために使用している、独自の言語 体系を有する言語を指し、豊かな人間性 の涵養及び知的かつ心豊かな生活を送る ための言語活動の文化的所産をいう。

- 2 「ろう者」とは、聞こえない者(聞こえ にくい者も含む) のうち手話言語を使い 日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- 3 「ろう児」とは聞こえないまたは聞こ えにくい児童(乳児(および)幼児含む)の ことをいう。
- 4 「ろう社会」とは主にろう者等によっ て構成され、手話言語を使い日常生活ま たは社会生活を営む共同社会のことをい う。

#### (国及び地方公共団体の責務)

#### 第3条

国及び地方公共団体は、第1条の目的 の達成を遂行するため、ろう者が手話言 語を使用して豊かな生活を営むことがで きるよう、手話言語の言語活動及び文化 振興に関する施策を総合的かつ計画的に 実施する責務を有する。

#### (障害者基本計画等)

#### 第4条

政府は、障害がある者のための施策に 関する基本的な計画(以下「障害者基本計 画 という。)を策定するなかで、ろう者 が、手話言語を使用して豊かな生活を営 むことができるよう手話言語の言語活動 及び文化振興に関する総合的な施策に関 する計画を策定しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者基本 計画において、手話言語の言語活動及び 文化振興に関する施策を策定し実施する にあたっては、手話言語審議会の意見を 聴かなければならない。

#### 第二章 手話言語の獲得及び習得 (手話言語の獲得)

#### 第5条

ろう児は、手話言語を獲得する機会及 びろう社会の言語的な同一性が促進され る環境が保障される。

- 2 国及び地方公共団体は、ろう児、その 保護者及び家族に、手話言語及び日本語 の言語に関する能力(以下「言語能力」と いう。)の涵養の観点から必要な情報を提 供しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、手話言語に 関する理解を深めるため、ろう児の保護 者及び家族に対する手話言語を学習する 機会の提供並びに教育に関する相談及び 支援を行う。

#### (手話言語の習得)

#### 第6条

ろう児は、手話言語の言語能力及び言語文化の理解を深めるために、発達段階に応じて手話言語を学習する機会が保障される。

- 2 国は、学校教育法に定める学習指導 要領に手話言語の位置づけを策定し、ろ う児を対象にした特別支援学校等におい ては必須教科とする。
- 3 前項において、ろう児が、特別支援学校以外に在籍している場合は、手話言語の学習に関する必要な措置を講じる。
- 4 国及び地方公共団体は、日本語獲得 後に失聴した者に、意思疎通手段のひと つとして手話言語を学習する機会を提供 しなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、日本語による文字情報を手話言語に翻訳された映像を、学習教材として提供できるように努めなければならない。

#### 第三章 手話言語の使用

#### (教育)

#### 第7条

ろう児・ろう者(以下、ろう児等)は、その障害に基づく差別を受けることなく、等しく教育を受ける権利を有し、手話言語で教育を受ける機会が保障される。

- 2 ろう児等が通学する学校の設置者 は、ろう児等が手話言語を学び、かつ、手 話言語で学ぶことができるよう、乳幼児 期からの手話言語の教育環境を整備しな ければならない。
- 3 ろう児等が通学する学校の設置者は、手話言語の技能を有する教職員(ろうの教職員を含む。)又は手話言語通訳者を必要に応じて配置するとともに、教職員の専門性の向上及び指導法に関する研修をしなければならない。

- 4 ろう児等が通学する学校の設置者 は、教職員の手話言語に関する技術を向 上させるために必要な措置を講じなけれ ばならない。
- 5 国及び地方公共団体等は教育機関等が前記第2項から前項に掲げる措置を行うことができるよう、必要な支援を行うものとする。
- 6 国及び地方公共団体は、学校において、児童、生徒及び学生に対して手話言語に関する啓発を行い、手話言語を学ぶ機会を提供するものとする。
- 7 国及び地方公共団体は、前項のため に、学校教育で利用できる手引書の作成 その他の措置を講ずる。

#### (ろう児を対象とした特別支援教育等) 第8条

国は、ろう児の療育及び教育について、 手話言語及び日本語の二つの言語による 教育を推進することが望ましい。

- 2 ろう児を対象にした特別支援学校等は、言語及び意思疎通の能力の発達向上のために、ろう児の集団生活及び行動において自由に手話言語を使用できる環境を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、ろう児を対象にした特別支援学校において、手話言語の言語能力の向上及びろう児の人格形成を促進するため、手話言語を使用するろう者である教職員の配置を促進しなければならない。
- 4 大学等の教員養成機関では、ろう児 の手話言語の言語能力の向上及び人格形 成の指導ができる教員を養成するため、 特別支援学校免許(聴覚障害)の免許取得 の過程において、手話言語を十分に習得 できるカリキュラムを作成しなければな らない。

#### (诵信)

#### 第9条

ろう者は、手話言語を用いて直接的な 通信の役務を提供すること、並びに手話 言語通訳を介した間接的な通信の役務の 提供を受ける機会が保障される。

2 通信役務を提供する事業体等は、ろ う者が手話言語で通信の役務の提供を行 えるよう、並びにろう者が手話言語を的 確に受信できるよう、適切な環境を整備 しなければならない。

#### (公共施設等)

#### 第10条

国及び地方公共団体は、自己の機能及 び権限を行使し、公共事業体が提供する 役務の利用促進及び市民に対する情報を 提供するにあたり、日本語のほか手話言 語を使用しなければならない。

- 2 ろう者は、公共事業体の提供する役 務の利用又は行政手続きにあたり、手話 言語の使用を選択することができる。
- 3 国及び地方公共団体は、市民に対し て行う情報の提供にあたり、ろう者にも 手話言語の技能を有する者(ろう者を含 む。)により、又は、手話言語通訳を介する ことにより、同等に情報が提供されるよ う施策を講じなければならない。

#### (政治参加)

#### 第11条

国及び地方公共団体は、ろう者が、手話 言語を用いて、国政又は地方自治に関す る選挙(被選挙を含む)、住民投票、住民の 直接請求、請願、公の議会等における参加 及び傍聴、情報の受信及び発信を行うこ とができるようにしなければならない。 2 ろう者は、政治に参加するため、手話 言語を選択し、使用する機会が保障され る。

3 国及び地方公共団体は、政治に関す るあらゆる情報が、手話言語の技能を有 する者(ろう者を含む。)により、又は、手 話言語通訳を介することにより、ろう者 に手話言語で提供されるよう施策を講じ なければならない。

#### (司法手続)

#### 第12条

ろう者は、裁判所において裁判を受け る際、又は司法手続きに参加若しくは傍 聴することを含むすべての司法関係手続 (捜査段階から刑の執行終了までを含 む。) において認められた基本的人権を享 有し、手話言語を使用する機会が保障さ れる。

- 2 警察、検察及び裁判所は、ろう者が、 手話言語を選択して司法関係手続に参加 することを知り得た場合は、直ちに手話 言語通訳を配置しなければならない。
- 3 警察、検察及び裁判所は、ろう者が、 日本語の文字で表現されている書面に代 えて、手話言語による映像翻訳の提供を 希望した場合は、それを提供しなければ ならない。

#### (労働及び雇用)

#### 第13条

ろう者は、その障害に基づく差別を受 けることなく、障害のない者と等しく働 く権利を有し、その者が従事する職場等 で手話言語を使用する機会が保障され る。

- 2 事業主は、ろう者である従業員が、継 続的に働けるよう環境整備及び合理的配 慮を含む支援を行い、手話言語通訳者を 配置するよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、事業主が必 要な支援と合理的配慮を行うために必要 な措置を講じなければならない。

#### (民間施設等)

#### 第14条

ろう者は、その障害に基づく差別を受けることなく、民間施設等あらゆる場面において手話言語を使用する機会が保障される。

- 2 保健及び医療分野においては、ろう 者は保健及び医療に関する情報及び自己 決定の機会を、障害のない者と等しく保 障される。これを実施するため、医療保健 機関等は、手話言語の技能を有する者(ろ う者を含む)又は手話言語通訳者を配置 しなければならない。
- 3 ろう者に接触の可能性がある専門職 (医師、言語聴覚士等を含む。)は、その養 成過程において、手話言語の学習を義務 づけられる。
- 4 商業及び商業役務の分野において は、手話言語を使用する消費者の権利を 保障するため、適切な手話言語が提供で きる環境の提供に努めなければならな い。
- 5 国及び地方公共団体は、手話言語を 使用するろう者に、民間施設等において 必要な支援と合理的配慮を提供できるよ う、必要な施策を講じなければならない。

#### (放送)

#### 第15条

公共放送及び民間放送機関は、ろう者が障害に基づく差別を受けることなく、 障害のない者と等しく放送を視聴することができるよう、すべての放送番組において手話言語による提供を行わなければならない。

- 2 公共放送及び民間放送機関は、手話 言語番組及び手話言語付き番組の開発に 努めなければならない。
- 3 国は、公共放送及び民間放送機関等 が、ろう者に対して必要な支援と合理的

配慮を行うための施策を講じなければならない。

#### (文化及びスポーツ)

#### 第16条

国及び地方公共団体は、手話言語による文化、芸術活動及びスポーツ活動の発展を奨励する施策を講じなければならない。

#### 第四章 手話言語通訳制度

(手話言語通訳制度)

#### 第17条

ろう者は、社会参加をするにあたり、手 話言語通訳を利用料負担することなく利 用する機会が保障される。

- 2 厚生労働大臣が別に定める基準を満たす施設には、期限の定めなく雇用された手話言語通訳者が配置される。
- 3 雇用により配置することが困難な場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)で定められた地域生活支援事業において登録された手話言語通訳者の派遣により配置する。
- 4 手話言語通訳者の養成及び資格認定 は、厚生労働大臣が別に定めるところに より実施する。
- 5 その他手話言語通訳制度において必要とされる施策を構じなければならない。

#### 第五章 手話言語審議会等

#### (手話言語審議会)

#### 第18条

手話言語の発展、普及及び促進のため、 国及び地方公共団体が実施する手話言語 計画及び施策に係る主要事項を審議し、 必要があると認めるときは、内閣総理大 臣又は関係各大臣に対し、意見を述べる ために、内閣府に手話言語審議会を置く。

- 2 手話言語審議会は、次の各号の事項 を審議する。
  - 手話言語の発展、普及及び促進の ための手話言語計画策定に関する 事項
  - 二 手話言語計画及び施策の実施状況 の監視及び勧告に関する事項
  - 三 手話言語通訳制度に関する事項
  - 四 その他必要とする事項
- 3 手話言語審議会は、手話言語学、教育 学及び関連分野の専門家並びに手話言語 を使用するろう者が構成する団体の代表 によって構成される。
- 4 手話言語審議会の議事録等は、手話 言語及び日本語で記録され、手話言語の 映像及び日本語により市民に開示され る。

#### (手話言語研究所)

#### 第19条

手話言語の発展、使用、普及及び促進の ための持続的研究及び調査のために手話 言語研究所を設置する。

- 2 手話言語研究所は、次の各号の事項 を実施する。
  - 一 手話言語の調査、研究、確定及び普

#### 及

- 二 手話言語の教科の開発
- 三 手話言語能力の評価方法の開発
- 四 手話言語に関する情報の収集
- 五 その他必要とする事項

#### 第六章 雑則

#### (手話言語の日)

#### 第20条

市民に広く手話言語及び手話言語文化 についての関心と理解を深めるようにす るため、手話言語の日を設ける。

- 2 手話言語の日は、○月○日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、手話言語の 日には、その趣旨にふさわしい行事が実 施されるよう努めるものとする。

#### (国際交流)

#### 第21条

国は、できる限り多様な国の手話言語 文化が市民に提供されるようにするとと もに、我が国の手話言語文化を広く海外 に紹介するために、我が国の手話言語の 翻訳の支援、並びに外国の手話言語の出 版物及び映像の翻訳支援を行い、国際交 流を促進するために必要な施策を講ずる ものとする。

## 日本手話言語法案はこちらから手話言語動画版でご覧いただけます。

https://www.jfd.or.jp/info/misc/sgh/vhouan/



また、手話言語法で保障するべき5つの権利について手 話言語動画版でご覧いただけます。

https://www.ifd.or.jp/info/misc/sgh/vgo25/



## すぐに役立つ手話単語を覚えましょう!

#### 災害関連

















#### コミュニケーション















































手指の表現だけでなく、問 いかける気持ちを顔の表情 で伝えるようにしましょう。



「手話言語法制定推進事業」は、 日本財団の助成を受けています。

#### 手話言語法の制定へ!~\fiai=語でGo³!~

#### 一般財団法人 全日本ろうあ連盟

〈本部事務所〉

〒162-0801 東京都新宿区山吹町130 SKビル8階 TEL.03-3268-8847 FAX.03-3267-3445 http://www.jfd.or.jp/

2020年1月発行

※本書の無断転載は禁じます。

お近くの当連盟の 加盟団体をお探しの際は、 右のQRコードより アクセスしてください。



